

沖地最審専第8号
令和8年9月3日

沖縄地方最低賃金審議会会長 殿

沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県最低賃金専門部会
部会長 上江洲 純子

沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年7月1日、沖縄地方最低賃金審議会において付託された沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねたが、合意をみなかったので別紙のとおり審議経過を報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公 益 代 表 委 員

部会長	上江洲 純子	沖縄国際大学法学部教授
部会長代理	金城 智誉	弁護士
	岩橋 培樹	琉球大学国際地域創造学部教授

労 働 者 代 表 委 員

石川 修治	連合沖縄副事務局長
平良 哲康	連合沖縄事務局長
照喜名 朝和	沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長

使 用 者 代 表 委 員

喜友名 朝弘	沖縄県中小企業団体中央会専務理事
田端 一雄	沖縄県経営者協会専務理事
津波古 透	沖縄県商工会連合会専務理事

審 議 経 過

- 1 第1回専門部会（令和8年7月22日）
 - ・ 部会長及び部会長代理の選出、運営規程案について
 - ・ 事業場実地視察の実施の有無及び関係参考人（労・使）の意見聴取について
 - ・ 今後の審議日程について
- 2 第2回専門部会（令和8年7月24日、27日）
 - ・ 事業場実地視察【3事業場（出版・印刷・同関連産業、飲食店、建物サービス業）】
- 3 第3回専門部会（令和8年7月31日）
 - ・ 参考人意見聴取（労側3名、使側1名）
 - ・ 令和8年度最低賃金に関する基礎調査結果報告
- 4 第4回専門部会（令和8年8月3日）
 - ・ 改正額の提示・調整
 - 労側提示 1,023 円を 84 円引上げ 1,107 円
 - 使側提示 1,023 円を 35 円引上げ 1,058 円
 - ・ 発効日について
 - 労側提示 令和8年10月上旬
 - 使側提示 令和9年1月以降
- 5 第5回専門部会（令和8年8月5日）
 - ・ 改正額調整
 - 労側提示 1,023 円を 77 円引上げ 1,100 円
 - 使側提示 1,023 円を 41 円引上げ 1,064 円
- 6 第6回専門部会（令和8年8月12日）
 - ・ 改正額調整
 - 労側提示 1,023 円を 75 円引上げ 1,098 円
 - 使側提示 1,023 円を 56 円引上げ 1,079 円
- 7 第7回専門部会（令和8年8月14日）
 - ・ 改正額調整
 - 労側提示 1,023 円を 63 円引上げ 1,086 円
 - 使側提示 1,023 円を 57 円引上げ 1,080 円

8 第8回専門部会（令和8年8月17日）

・改正額調整

労側提示 1,023 円を 63 円引上げ 1,086 円

使側提示 1,023 円を 57 円引上げ 1,080 円

9 第9回専門部会（令和8年8月25日）

・改正額調整

労側提示 1,023 円を 63 円引上げ 1,086 円

使側提示 1,023 円を 57 円引上げ 1,080 円

10 第10回専門部会（令和8年9月3日）

・改正額調整

労側提示 1,023 円を 63 円引上げ 1,086 円

使側提示 1,023 円を 57 円引上げ 1,080 円

・発効日調整

労側提示 可能な限り早期

使側提示 令和9年1月2日

労使の提示が折り合わなかったため、公益見解として令和8年12月2日を示したところ、労側はこれに賛同した。

・全会一致に至らなかったため労側の提示額及び公益見解の発効日と、使側の提示額及び発効日について採決

1,023 円を 63 円引上げ 1,086 円、発効日は令和8年12月2日について
賛成 4名

1,023 円を 57 円引上げ 1,080 円、発効日は令和9年1月2日について
賛成 4名

・別添の要望事項等を報告書に記載して、沖縄地方最低賃金審議会会長宛て提出することで合意。

別添

(1) 目安の提示について

中央最低賃金審議会が引上げ額の目安を提示するに当たっては、ランク毎の明確な根拠・具体的なデータに基づく納得感のある提示を行うことを引き続き強く求める。

(2) 最低賃金の発効日について

最低賃金発効までのプロセスについては、現状では、①結審から発効日までには価格転嫁や、賃金改定などの諸手続きのための十分かつ必要な準備期間を確保する必要があること、②公契約について、最低賃金改定に伴う契約の改定が翌年4月になることがあり、最低賃金改定に伴う人件費上昇分が赤字要因となり得ること、③社会保険に加入していない非正規職員による就業調整が生じた場合の人員不足の問題、④最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時の計画の策定等に相当な期間を要し、助成金の支給までの期間が長期化することなど、中小企業・小規模事業者にとって多くの課題が顕在化している。

このため、使用者側からは、最低賃金引上げの原資の確保に向けての各企業の十分な準備期間を確保するため、最低賃金の発効日を、1月以降の指定日発効とすることを強く要望するとの意見が示された。

一方、労働者側からは、労使交渉による賃上げの手段をもたない未組織労働者をはじめとする社会の隅々に、春闘等における賃上げ結果を速やかに波及させるため、10月の早い段階で発効すべきとの意見が示された。

また、発効時期については事業者の置かれている状況や業種、契約形態等によって事情が異なり、様々な考えがある。

これら発効日に関する労使双方の意見は昨年示されており、それを踏まえ、当審議会は、昨年、国及び中央最低賃金審議会に対し、指定日発効のあり方について、地方最低賃金審議会に議論を委ねるのではなく、発効日を定めた法14条2項の趣旨及び解釈指針を明確に示し、必要に応じて法改正も視野に入れた検討を直ちに行うべきことを強く要望したところである。

しかしながら、国及び中央最低賃金審議会は、解釈指針等を何ら示すことなく、「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和8年6月23日付け）において、「発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること」と述べるにとどまり、今年度もまた地方最低賃金審議会に議論を委ねている。

そこで、当審議会は、改めて、国及び中央最低賃金審議会に対し、発効日について地方最低賃金審議会に議論を委ねるのではなく、発効日を定めた法14

条2項の趣旨及び解釈指針を明確に示し、必要に応じて法改正も視野に入れた検討を直ちに行うべきことを強く要望するものである。

(3) 価格転嫁対策について

国に対し、価格転嫁対策について「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月、中小企業庁）に基づく、労務費等を適切に転嫁できる取組の更なる実効性強化を図ることと併せて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和8年1月1日改正）」を改めて周知することを求める。

また、価格転嫁対策を事業者間取引の分野だけでなく、対消費者分野においても徹底するため、最終消費者である国民に広く価格転嫁への理解を求めるなど、賃上げ原資の確保につなげる取組みを継続的に実施し、中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境整備を行うよう引き続き要望する。

(4) 業務改善助成金の活用等について

国に対し、最低賃金の引上げの影響を大きく受ける業種の生産性向上支援など、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5カ年計画」に基づき、実効性のある施策を実施するよう要望するとともに、県に対し、最低賃金引上げにかかる中小企業事業者への実効性のある支援策の実施を求める。

また、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、当該助成金の活用を希望する事業者の利便等を考慮し、申請期間及び賃金引上げの対象期間の見直しを行うとともに、手続きの簡素化等により助成金の支給までの期間の短縮に努めるよう要望する。

特に、令和8年度の業務改善助成金については、発効日の前日までの引上げが対象となっているところ、国においては最低賃金の引き上げを政策目標とする以上、次年度以降は引上げ対象期間をより柔軟に広く設定すべきである。

(5) 公契約に係る改善要望について

公契約について、今年も参考人招致等において、最低賃金改定後の労務費上昇分を反映した契約の時期が、新年度の予算措置後の翌年4月になるなどの事例報告があったところである。

このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが目安を上回る見込みであることを踏まえ、公共調達契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議するとともに、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう受注者の申出に速やかに対応し、これを徹底することを改めて求める。